

「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」及び「短期総合保険手続細則」の改正について
(海外商社登録申請等手続の簡素化)

1. 改正の趣旨

お客様からの要望等を踏まえ、「海外商社登録申請」、「海外商社名称・住所変更申請」等の手続を簡素化いたします。また、海外商社登録、格付変更及び個別保証枠増額申請の登録等通知について、迅速通知の観点からFAXによる通知を実施いたします。

手続の簡素化に当たりまして、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則(以下、「与信手細」という。)」の改正を行います。

2. 具体的改正点

(1) 海外商社の格付変更、個別保証枠の増額申請及びPN格の有効期間を延長する際に申請の必要がありました、「格付変更及び増額理由書」及び「決済状況の記録」の提出義務を廃止いたします。

【与信手細第3条の改正及び別紙様式第3の削除】

(2) 海外商社登録申請、格付変更及び個別保証枠増額申請に当たって、信用調書を電子媒体の刷り出しにより提出する際に、提出の必要がありました誓約書を与信手細別紙様式に含めることといたします。

【与信手細別紙様式第1及び第2の改正】

(3) PU格の海外商社登録申請に当たって、FAXによる申請も可能といたします。

【与信手細別紙様式第1の改正】

【短期総合保険手続細則別紙様式第2の改正】

(4) 海外商社の名称・住所変更申請に当たって、FAXによる申請も可能といたします。

【与信手細別紙様式第4の改正】

(5) 海外支店・子会社登録等の申請に当たって、FAXによる申請も可能といたします。

【与信手細別紙様式第5の改正】

(6) 海外商社登録、格付変更及び個別保証枠増額申請があった場合に、申請者に対し、FAXによる登録等通知サービスを実施いたします(現状は、窓口での交付又は切手付封筒を同封してもらった上で返信しております。)

【与信手細別紙様式第1及び第2の改正】

3．実施時期

2002年7月1日(月)から

4．お問合せ先

独立行政法人 日本貿易保険 審査部 与信管理グループ

電話：03 - 3512 - 7684

FAX：03 - 3512 - 7689